

令和元年度 第3回守山市都市計画審議会の概要

- 1 開催日時 令和元年 11 月 27 日（水） 午後 2 時から午後 3 時まで
- 2 開催場所 守山市役所 3 階 31 会議室
- 3 付議案件
諮問第 1 号
守山市立地適正化計画の見直しについて
- 4 審議結果
諮問第 1 号・・・原案のとおり可決。
- 5 出席委員数
8 名（委員総数 9 名）

6 意見概要

【諮問第 1 号】

・（パブリックコメントの市民説明会等の状況を見る限り）立地適正化計画について市民の関心が低いと感じざるを得ない。（パブリックコメントの 1 件の意見は、今回の立地適正化計画の見直しに直接関係するものではなく、それ以外に意見はないので、）立地適正化計画の見直しについて、市民から承認されたと捉えるのか、あるいは意見がなかったことに関して、市民に（計画の見直しに関する）周知が足りなかったと捉えるのかで今後の取り組みが変わってくると思うが、市としての認識はどうか。【委員】

・（市民へは）市民説明会などでの周知方法が一般的であるが、異なった周知方法も検討していく余地はあるかもしれない。しかし、基本的には市民から意見がなかったことについては、「意見なし」＝「市民から承認いただいた」と認識し、議会に挙げ、見直し案を進めさせていただく。【事務局】

・市民説明会の第 2 回の台風による中止について、再度（別日程で）市民説明会を実施する必要はないのか。【委員】

・特に問題はない。【事務局】

・立地適正化計画は、馴染みがなく市民にとってわかりにくいものであると思う。（市民説明会を実施し、パブリックコメントを行うという）手続きは現状のものでいいと思うが、市民がどの点に関して検討する必要があるのかについてわかりやすいように、項目に分けるなど工夫をしてもいいのではないか。【委員】

・意見がなかったので良いというわけではなく、（市民説明会・パブリックコメントが）し

っかりと意見をいただける機会となるよう実施方法などを検討していく。【事務局】

・今回の変更点について、「公共交通」についての変更はあるのか。また、都市機能誘導区域の変更区域部分について、第一種低層住居専用地域（が多く含まれているが）の用途の見直しをする予定があるのか。どのように考えておられるのかを教えてください。【委員】

・変更区域の決定の経緯として、広域バスの路線ができたということがあった。また、用途の見直しに関しては、第一種低層住居専用地域を変更する予定は今のところない。【事務局】

・第一種低層住居専用地域は用途が戸建ての住宅であるが、都市機能誘導区域となると住宅ではなく、誘導施設を誘導していくエリアになるが、今後検討していかなければならないと感じておられることはあるか。【会長】

・変更区域の設定の際に、誘導施設に守山南中学校を入れたいということがあった。それに伴い、第一種低層住居専用地域を都市機能誘導区域に含めるかどうかの議論をかなりしてきた。（第一種低層住居専用地域を）都市機能誘導区域に含めることがふさわしいかという議論はあったが、区域として第一種低層住居専用地域のみ省くとの区域もかなりいびつな形となること等を踏まえ総合的に判断した。また、誘導施設に小規模保育所があるが、小規模保育所は第一種低層住居専用地域でも可能なので、都市機能誘導区域に含めることとした。【事務局】